地区民生委員児童委員協議会活動補助金交付要綱

令和3年3月15日 福祉局長決定

(目的)

- 第1条 この要綱は、地区民生委員児童委員協議会が実施する活動に対して補助金を交付することにより、各地域における地域福祉及び在宅福祉の推進に寄与することを目的とする。
- 2 補助金の交付及び手続きについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月 神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)、神戸市地域活動に関する補助金等 の交付の手続きに関する要綱(平成28年3月24日市長決定)の定めによるほか、この要 綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 民生委員,児童委員及び主任児童委員 民生委員法に規定する民生委員,児童 福祉法に規定する児童委員及び主任児童委員をいう。
 - (2) 地区民生委員児童委員協議会 民生委員法第20条に規定する民生委員協議会をいう。

(対象者)

- 第3条 補助事業等の対象となる者(以下,「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 地区民生委員児童委員協議会
 - (2) 区内において担当地区を越えて合同で活動する主任児童委員の団体

(対象経費)

- 第4条 補助事業等の対象となる事業は、補助事業者が当該年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ)内に実施する事業とし、補助金は予算の範囲内で別表1に掲げるものを上限とし、項目間の流用は可能とする。なお、交付決定前に実施した事業についても対象に含める。
- 2 補助金を充てることができる経費は、別表2に掲げるものとする。
- 3 補助金を充てることができない経費は、別表3に掲げるものとする。
- 4 前2項の細目基準は、別表4に掲げるものとする。

(交付申請)

- 第5条 補助事業者は、当該補助事業等を実施しようとする年度の4月末日までに次に掲 げる書類を区長に提出しなければならない。
 - (1) 活動補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 事業計画書又はこれに代わる書類
 - (3) 収支予算書又はこれに代わる書類

(交付の決定)

- 第6条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金を交付する ことが適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、次に掲げる書類により 申請後1ケ月以内に補助事業者に通知するものとする。
 - (1) 活動補助金交付決定通知書(様式第2号)
 - (2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の請求)

- 第7条 前条の通知を受けた補助事業者は、活動補助金交付請求書(様式第3号)を、1 ケ月以内に区長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(実績報告書の提出)

- 第8条 補助事業者は、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、すみやかに区長まで 提出しなければならない。
 - (1) 活動補助金実績報告書(様式第4号)
 - (2) 事業の実施状況が確認できる書類
 - (3) 補助事業等に係る収支報告書及び経費明細書(領収書等の原本(写し可)を添付)

(交付額の確定)

- 第9条 区長は,前条の実績報告書を審査し,補助金の交付の決定の内容及びこれに付し た条件に適合すると認めるときは,交付決定額を上限として補助金の交付額を確定す る。
- 2 区長は、前項により確定した補助金の交付額(以下、「交付確定額」という。)が、交付決定額と同額である場合は、補助金規則第16条第2項の規定に基づき、確定の通知を省略することができる。
- 3 区長は、交付確定額が交付決定額より減額となった場合は、次の書類により補助事業者に補助金の確定と返還を通知するものとする。
 - (1) 活動補助金額確定および返還通知書(様式第5号)
 - (2) 納入通知書

- (3)その他区長が必要と認める書類
- 4 補助事業者は、前項の通知を受け取り後、速やかに補助金を返還しなければならない。

(補助金の管理)

- 第10条 補助事業者は活動資金の管理のため、次の各号に掲げる方法等により適正な経理 を行わなければならない。
 - (1) 活動資金を管理するための口座の設置
 - (2) 帳簿の整備,管理及び領収書等の保管
- 2 補助事業者は、区長の請求に応じ、補助金の使途に関する会計についての報告及び帳簿等の関係書類の提出をしなければならない。

(施行細目の委任等)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な細目は、福祉局所管 課長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第4条第1項関係) 補助金の対象となる活動及び算定基準

1. 地区民生委員児童委員協議会

	補助金額の基準			
補助対象項目	1地区につき	民生委員定数 1人につき		
(1) 会議開催及び事務局運営に要する経費	50,000円	1,200 円		
(2) 研修会の実施及び参加に要する経費	27,000円	2,160円		
(3) 施設見学研修会の実施に要する経費	8,000円	1,200円		
(4) 地区福祉活動の実施に要する経費	30,000 円	_		
(5) 他団体との連絡調整に要する経費	25,000 円	_		
(6) その他の地区民児協の活動に要する経費	35,000 円	_		

- ・上記(1)~(6)の項目間での流用は可能とする。
- ・定数の基準日は毎年4月1日時点とする。

2. 区内において担当地区を超えて合同で活動する主任児童委員の団体

補助対象項目	補助額の基準		
	主任児童委員定数1人につき		
各地区主任児童委員が合同で実施する活動に要する経	3,800円		
費			

・定数の基準日は毎年4月1日時点とする。

別表2 (第4条第2項関係) 補助金を充てることができる経費

対象経費	経費の種類
(1) 会議開催及び事務局運営に要する経費	使用料
・定例会等の会議開催	消耗品費
・組織的に問題解決にあたるための調査研究会の開催 等	印刷費
(2) 研修会の実施及び参加に要する経費	郵送料
・講師を招いての専門的な研修会を開催する経費	交通費
・資質向上のための研修への参加経費	謝礼
(3) 施設見学研修会の実施に要する経費	分担金
・社会福祉施設の見学研修の実施に要する経費	入場料
(4) 地区福祉活動の実施に要する経費	
・地区に応じた福祉活動を組織的に実施するために要する経費	
(5) 地区内の他団体との連絡調整に要する経費	
・各種福祉関係団体との連携を図るための連絡調整に要する経費	

- (6) その他の地区民児協の活動に要する経費
 - ・上記(1)~(5)以外に地域福祉推進のために必要な活動に要する経費

各地区主任児童委員が合同で実施する活動に要する経費

別表3 (第4条第3項関係) 補助金を充てることができない経費

- (1) 他の地域団体その他の団体が実施する行事に対するお祝い金、協賛金等
- (2) 地区民生委員児童委員協議会の役職にあることをもって支給する報酬
- (3) 慶弔費
- (4) 飲食を主たる目的とした会合(歓送迎会, 忘年会等)に係る経費
- (5) 国, 県, 市及びその他の団体等から補助金等が交付される場合において, 当該補助金等により充てられる経費

別表4 (第4条第4項関係) 別表2及び別表3の細目基準

経費の種類	細目基準						
(1) 交通費	交通費は,移動にかかる実費相当額とする。ただし,各地区の状況に						
	応じて、その上限額を定めて、補助金交付申請時に届け出ておくこと						
	とする。						
(2) 分担金	分担金は、地区内の児童、高齢者等が参加する行事に係る経費であ						
	って,次に掲げる経費に限る。						
	ア 行事実施団体の一員として分担する経費						
	イ 他の団体が実施する行事であって、出店料等対価性のある経費						
(3) 消耗品費	消耗品費は、文具、図書、教材、材料等とする。ただし、飲食に係る						
(内,飲食費)	経費を支出する場合は、次に掲げる経費に限る。						
	アー会議開催に伴う湯茶						
	イ 地域における地域福祉及び在宅福祉の推進に寄与することを目						
	的とした行事への参加及び実施に係る食事代						

神戸	市市〇	○区長	宛
1.1.7	113 🔾	\bigcirc \bowtie \bowtie	76

団 体 名:				
代表者名:				
住 所:	₸	 	 	
連絡先:				

活動補助金交付申請書

地区民生委員児童委員協議会活動補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり活動補助金の交付を申請いたします。

1. 申請金額	円

2. 活動予定

- ・別紙 事業計画書のとおり
- ・別紙 収支予算書のとおり

神 保保第 号令和 年 月 日

○○地区民生委員児童委員協議会 会長 様

神戸市〇〇区長

活動補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった活動補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

地区民生委員児童委員協議会活動補助金交付要綱に従うこと。

神戸市〇〇区長 宛

	过 体 名:	
	代表者名: 会長	
	住 所: 〒	
	連 絡 先:	
	<u>XL //H //L · </u>	
	活動補助金交付請求書	
地区民生委員児	記童委員協議会活動補助金交付要綱第7条第1項の規定	宮に基づき、下記のと
おり補助金の交付	けを請求します。	
1. 請求額	円	
1. 明水似	<u></u>	
2. 受任者 上	ニ記請求金額の受取を下記の者に委任します。	
*	《口座名義が請求者と異なる場合は必ず記入してくだる	z V v°
	団 体 名:	
	肩書・氏名:	
	住 所:	•
	連 絡 先:	
3. 振込先口座	補助金の交付については、下記の口座への振込みを	依頼します。
金融機関名	銀行	I da
	信用金庫	支店
預金種目	1. 普通 2. 当座	
口座番号		
ロ 座 名 義 (カナ)		
(2/ /)		

神戸市〇〇区長 宛

団 体:	名:		 	 	 	
代表者	名:		 	 	 	
住	所:	Ŧ				
連絡	先:					

活動補助金実績報告書

令和 年 月 日付神 保保第 号にて交付決定をうけた活動補助金について、地区民生委員児童委員協議会活動補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり 実績報告書を提出いたします。

- 1. 活動報告
 - ・別紙 事業報告書のとおり
 - ・別紙 収支報告書のとおり
- 2. その他
 - ・領収書等の証拠書類の写し

神 保保第 号令和 年 月 日

○○地区民生委員児童委員協議会 会長 様

神戸市〇〇区長

活動補助金額確定および返還通知書

令和 年 月 日付神 保保第 号で交付決定のあった補助金について、実績報告をもって、下記1のとおり確定したので通知します。

返還金については下記2のとおりですので、令和 年 月 日までに納めてください。

記